

中間検査の対象建築物

ver. 220620

特定行政庁： 堺市

1. 対象となる期間

・ 堺市	期限なし
(堺市告示	第 147 号)

2. 対象となる建築物

用途	構造	規模 ※1
住宅等 ※2	全て	A > 50㎡
上記以外	全て	地上階数 ≥ 3 または A > 300㎡

3. 指定特定工程

構造	規模 ※1	特定工程	
		基礎	建方等
木造	階数 ≥ 3	○	○
	A > 500㎡	○	○
	高さ > 13m 又は軒の高さ > 9m	○	○
	上記以外	×	○
上記以外の構造	階数 ≥ 2	○	○
	A > 200㎡	○	○
	上記以外	×	○
型式等 ※3	全て	×	×

4. 特定工程名

部位または構造	特定工程名
基礎	基礎の配筋工事
木造	屋根の小屋組の工事(耐力壁及び壁の筋かい、接合金物が目視出来る工程)
木造とRC造の混構造	木造部分の屋根の小屋組の工事(耐力壁及び壁の筋かい、接合金物が目視出来る工程)
木造と鉄骨造の混構造	【1回目】：鉄骨造の建方工事 【2回目】：木造部分の屋根の小屋組の工事(耐力壁及び壁の筋かい、接合金物が目視出来る工程)
RC造	2階の床及びこれを支持するはり(平屋については屋根床版)の配筋工事(配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事)
鉄骨造	2階の床版の取付け又は2階の床の配筋工事(平屋については建方工事)
SRC造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事
その他の構造	屋根の工事
木造を含まない混構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事
型式等	それぞれの構造に応じた特定工程

5. 注意事項

- ① ※1：確認申請部分の規模(移転の場合は、「基礎の配筋工事」に限って特定工程とする。)
- ② ※2：住宅の用途を含む建築物(長屋住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。)
- ③ ※3：建築基準法第68条の11第1項に規定する、「型式部材等の製造者」としての認証を受けたものが製造した建築物
- ④ 仮設建築物は「中間検査対象外」。
- ⑤ 基礎工事に関する特定工程において、2以上の工区に区分して施工する場合は最も早く施工する工区の基礎の配筋工事を特定工程とする。
- ⑥ 建方工事等に関する特定工程において、2以上の工区に区分して施工する場合は最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。